

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和 7 年 5 月 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 業務名

「こうふ女性達で創るマルシェ」企画・運営業務

2 業務概要

本業務は、起業した女性や、起業等を目指して活動している女性の活躍と交流の場を創出するとともに、その活躍を広く市民に知っていただき、多くの女性を応援する機運を高め、市民意識の醸成を図ることを目的とする業務である。

3 履行期限

契約締結日から令和 8 年 1 月 3 0 日(金)までとする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 令和 2 (2 0 2 0) 年度から令和 6 (2 0 2 4) 年度までの間に、本業務と類似したイベント等の業務（マルシェや女性活躍に関するイベントの開催）として、地方公共団体等から業務委託契約の履行実績を有していること。
- (3) 本業務を受託した場合、市との打合せ等に迅速に対応できる体制を整えられること。
- (4) 市区町村税の滞納がない者であること。

- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」）または法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 告示の日以前 6 か月以内に手形または小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から 2 年を経過していること。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続き開始または民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

5 手続等

- (1) 「こうふ女性達で創るマルシェ」企画・運営業務公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」）、仕様書、「こうふ女性達で創るマルシェ」企画・運営業務企画提案書等作成要領・様式集（以下「作成要領」）を甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出期間及び提出先については実施要項を、企画提案書の作成については作成要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市 市民部 市民総室 人権男女参画課 女性活躍係

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号（甲府市役所本庁舎 4 階）

TEL 055-225-3940（直通）

電子メール danjyoks@city.kofu.lg.jp